定　　款

社会福祉法人　三輪会

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（ロ）軽費老人ホームの経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人居宅介護等事業

（ロ）老人デイ・サービス事業の経営

（ハ）老人短期入所事業

（ニ）認知症対応型老人共同生活援助事業

（ホ）老人福祉センターの経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人三輪会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を岐阜県岐阜市三輪 776 番地２に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上 10 名以内を置く。

２　前項の定数は、必ず理事の定数を超えるものとする。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任

委員会において行う。
2　評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
3　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（評議員の資格）
第7条　社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）
第8条　評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
3　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

（評議員の報酬等）
第9条　評議員に対して、無報酬とする。

第3章　評議員会

（構成）
第10条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第11条　評議員会は、次の事項について決議する。
(1)　理事及び監事の選任又は解任
(2)　理事及び監事の報酬等の額
(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(5)　定款の変更

(6)　残余財産の処分
(7)　基本財産の処分
(8)　社会福祉充実計画の承認
(9)　事業計画及び収支予算
(10)　臨機の措置　（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
(11)　公益事業に関する重要な事項
(12)　解散
(13)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第 12 条　評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第 13 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第 14 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1)　監事の解任
(2)　定款の変更
(3)　その他法令で定められた事項
3　評議員会に議長を置く。
4　議長は、その都度評議員の互選で定める。
5　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
6　第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第 15 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び評議員会において選任した２名が前項の議事録に署名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第16条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　６名以上９名以内

（２）監事　２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、２名以内を常務理事とすることができる。

４　常務理事をもって社会福祉法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第17条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第18条　社会福祉法第44条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

２　社会福祉法第44条第７項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第19条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、監事に報告をしなければならない。

３　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

４　理事長及び常務理事以外の理事は、理事会における議決権を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長及び他の理事の職務の執行を監督する。

５　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第20条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 21 条　理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（役員の解任）

第 22 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第 23 条　理事及び監事に対して、無報酬とする。

（職員）

第 24 条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章　理事会

（構成）

第 25 条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第 26 条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第 27 条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第28条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
３　理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

（議事録）
第 29 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び理事会において選任した理事2名及び出席した監事は、前項の議事録に署名押印する。

第 6 章　資産及び会計

（資産の区分）
第 30 条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の 3 種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）　岐阜市大字三輪字川北７７８番５（１，５７９.00 ㎡）
（２）　岐阜市大字三輪字川北７７６番２（１，２８１.00 ㎡）
（３）　岐阜市大字三輪字川北７７８番４（８５.00 ㎡）
（４）　岐阜市大字三輪字川北７７４番１（６０１.65 ㎡）
（５）　岐阜市大字三輪字川北７７４番４（３２７.27 ㎡）
（６）　岐阜市大字三輪字川北７７４番６（１，０２７.15 ㎡）
（７）　岐阜市大字三輪字川北７７４番７（３９.96 ㎡）
（８）　岐阜市大字三輪字川北７７１番１（３５０.41 ㎡）
（９）　岐阜市大字三輪字川北７７２番（１２２.31 ㎡）
(10)　岐阜市大字三輪字川北７７３番２（９９.17 ㎡）
(11)　岐阜市大字三輪字川北７７４番２（９２６.84 ㎡）
(12)　岐阜市大字三輪字井ノ洞９６７番４（５０.00 ㎡）
(13)　岐阜市世保北３０番　（２１４．89 ㎡）
(14)　岐阜市世保北３２番　（２９６．00 ㎡）
(15)　岐阜市世保北３３番　（２８０．00 ㎡）
(16)　岐阜市岩井４丁目１０番１（2，５８３．21 ㎡）
(17)　山県市大字高木字戸羽１３６０番２　（3，０２６.61 ㎡）
(18)　加茂郡富加町大平賀字後平１４９３番１　（１２６.00 ㎡）

(19)　加茂郡富加町大平賀字後平１４９３番４　（2.99 ㎡）
(20)　加茂郡富加町大平賀字後平１４９４番１　（６４.00 ㎡）
(21)　加茂郡富加町大平賀字後平１４９５番１　（１８，４４１.00 ㎡）
(22)　加茂郡富加町大平賀字後平１４９５番２　（１８.00 ㎡）
(23)　加茂郡富加町大平賀字後平１４９５番５　（２，８６８.00 ㎡）
(24)　加茂郡富加町大平賀字後平１４９５番６　（１，７１０.00 ㎡）
(25)　加茂郡富加町大平賀字後平１４９５番７　（5.60 ㎡）
(26)　加茂郡富加町大平賀字後平１４９５番８　（４，００５.00 ㎡）
(27)　加茂郡富加町大平賀字後平１４９５番９　（６６８.00 ㎡）
(28)　加茂郡富加町大平賀字後平１４９５番１０　（4.50 ㎡）
(29)　加茂郡富加町大平賀字後平１４９５番２８　（1.90 ㎡）
(30)　加茂郡富加町大平賀字後平１４９５番２９　（0.53 ㎡）
(31)　山県市大字高木字戸羽１３６４番１（２，９５５.18㎡）
(32)　山県市大字高木字戸羽１３６６番１（１，０６０.00㎡）
(33)　山県市大字高木字戸羽１３６６番２　（９８７.00㎡）
(34)　山県市大字高木字戸羽１３６７番１　（７８９.33㎡）
(35)　山県市大字高木字戸羽１３６７番５　（６０.00㎡）
(36)　山県市大字高木字戸羽１３６８番６　（１３.00㎡）
(37)　山県市大字西深瀬字松洞１１５３番３　（４６４.00㎡）
(38)　山県市大字西深瀬字松洞１１５４番　（９５９.00㎡）
(39)　岐阜市大字三輪字川北７７６番地２、７７８番地５、７７４番地６所在の鉄筋コンクリート造陸屋根３階建１棟（１，６６０.75 ㎡）
(40)　岐阜市大字三輪字川北７７４番地１、７７４番地４、７７４番地６、７７４番地７、７７６番地２所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建１棟（１，５６６.96 ㎡）
(41)　岐阜市大字三輪字川北７７８番地５、７７４番地２、７７６番地２所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建（８９１.95 ㎡）
(42)　岐阜市大字三輪字川北７７４番地６、７７４番地１、７７４番地４、７７６番地７、岐阜市大字三輪字井ノ洞９６７番地４所在の鉄筋コンクリート造陸屋根３階建（８９５.60 ㎡）
(43)　岐阜市大字三輪字川北７７４番地２、７７４番地２先所在の鉄筋コンクリート造陸屋根４階建（１，６５１.22 ㎡）
(44)　岐阜市世保北３２番地、３３番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根３階建（９８９．96 ㎡）
(45)　関市洞戸市場字溜池７３８番地、関市洞戸栗原字マチウラ２８７番地１、関市洞戸通元寺字鈴淵２６１番地、関市洞戸通元寺字植ノ段２０５番地１所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき３階建（７，０１８.71 ㎡）
(46)　岐阜市岩井４丁目１０番地１所在の鉄筋コンクリート造かわらぶき３階建（２，２９７．２１㎡）
(47)　山県市大字高木字戸羽１３６０番地２所在の鉄骨造陸屋根３階建（２，７７４．３５㎡）

(48)　山県市大字高木字戸羽１３６６番地１、１３６５番地、１３６６番地２所在の鉄骨造陸屋根４階建（４，５２１.21 ㎡）

(49)　山県市大字高木字戸羽１３６４番地１、１３６５番地所在の鉄骨造陸屋根・かわらぶき平家建（１，４３４．61㎡）

(50)　加茂郡富加町大平賀字後平１４９５番地１所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根３階建（４，３９０.82 ㎡）

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第 39 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第 31 条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、岐阜県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岐阜県知事の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 32 条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 33 条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 34 条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表
(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
(6)　財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1)　監査報告
(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿
(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4)　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 35 条　この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 36 条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第 37 条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第 38 条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の承認を要する。

第 7 章　公益を目的とする事業

（種別）

第 39 条　この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
（１）　居宅介護支援事業の経営
（２）　訪問入浴介護事業の経営

（３） 地域包括支援センターの受託経営
（４） サービス付き高齢者向け住宅の経営
（５） 人材育成事業
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第 8 章　解散

（解散）
第 40 条　この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第 41 条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章　定款の変更

（定款の変更）
第 42 条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、岐阜県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を岐阜県知事に届け出なければならない。

第 10 章　公告の方法その他

（公告の方法）
第 43 条　この法人の公告は、社会福祉法人三輪会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）
第 44 条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則
この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	壷　阪　国　一
理　事	兼　松　康　夫
理　事	壷　阪　善　樹
理　事	高　木　健　二
理　事	野　田　安　彦
理　事	佐　崎　十　三　男
理　事	長　谷　川　清　美
理　事	田　中　　久
理　事	井　上　金　市
理　事	坂　手　八　郎
理　事	加　藤　富　雄
監　事	小　椋　　敞
監　事	佐　合　悦　男

改　正

老第１７９号	昭和６３年　５月１９日定款変更
高第２２２号	平成　元年　５月１０日定款変更
高第１３４号	平成　４年　４月　１日定款変更
高第４９１号	平成　４年　７月１４日定款変更
岐阜県指令高第４２０号	平成　６年　７月２５日定款変更
岐阜県指令高第７２５号	平成　７年１１月２７日定款変更
岐阜県指令高第７９１号	平成　８年１１月１４日定款変更
岐阜市指令福高第　３号	平成１０年　４月１７日定款変更
岐阜市指令福高第　６号	平成１２年　３月２８日定款変更
岐阜市指令福高第　９号	平成１３年　１月２４日定款変更
岐阜市指令福高第１７号	平成１４年１２月　２日定款変更
岐阜市指令福高第９１号	平成１６年　３月　１日定款変更
岐阜市指令福高第１５号	平成１６年　７月　８日定款変更
岐阜市指令福高第６５号	平成１７年１１月２９日定款変更
岐阜市指令福介第９４号	平成１８年　９月２９日定款変更
岐阜市指令福介第８６号	平成１９年１２月　６日定款変更
岐阜県指令高第１１号の７０	平成２０年　３月２４日定款変更
高第４２１号	平成２０年　９月１２日定款変更
岐阜県指令高第１１号の４６	平成２１年　３月　５日定款変更
高第２９号の５	平成２２年１０月１４日定款変更
高第９５号	平成２３年　４月２８日定款変更

高第７８６号	平成２３年　９月３０日定款変更
岐阜県指令高第３６号の２０	平成２６年　３月　７日定款変更
岐阜県指令高第２０９号の９	平成２６年１１月２０日定款変更
高第３６４号の６	平成２６年１２月１５日定款変更
岐阜県指令高第２号の１３	平成２８年　３月１１日定款変更
岐阜県指令高第６０号の４２	平成２９年　１月２４日定款変更
岐阜県指令高第６０号の４３	平成２９年　２月　３日定款変更
高第１７７号	平成２９年　５月２２日定款変更
岐阜県指令高第９０９号	平成３０年　３月　６日定款変更
高第４１６号	平成３０年　８月１３日定款変更
岐阜県指令高第８０２号	平成３１年　１月２５日定款変更
岐阜県指令高第５９８号	令和 元 年　９月　３日定款変更
岐阜県指令高第４３７号	令和 ２ 年　８月　３日定款変更
岐阜県指令高第１５０９号	令和 ３ 年　３月２６日定款変更
岐阜県指令高第４４７号	令和 ３ 年　６月１６日定款変更
高第４２９号の４	令和 ６ 年　２月１４日定款変更
高第６７１号	令和 ７ 年１２月　１日定款変更
高第６７１号の２	令和 ８ 年　３月　９日定款変更